

令和8年度 吉川市一般廃棄物処理実施計画

1 趣 旨 本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の規定に基づき、令和8年度における一般廃棄物の処理に関する計画を定め、一般廃棄物の適正処理及び第4次一般廃棄物処理基本計画の推進を図るものである。

2 計画区域 吉川市全域

3 計画期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 ごみ処理実施計画

(1) ごみの排出抑制・適正処理等に関する施策

方 策	内 容
生ごみ処理機購入補助事業	生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱に基づき、家庭から排出される厨芥類（生ごみ）の減量化及び資源化の促進を図るため、生ごみ処理容器等の購入に対して補助金を交付する。
不要品リユースの促進	連携協力協定に基づき、不用品のリユースを促進する。
食品ロス削減に関する啓発	食品ロス削減推進のための啓発を実施する。
ごみ処理有料化の検討	ごみの発生・排出抑制と分別の徹底を図るため、また、ごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、東埼玉資源環境組合の構成市町と連携しながら、指定袋制度やごみ処理有料化の導入について調査研究を行う。
プラスチック分別回収の検討	プラスチックの分別回収について、他団体の事例等を参考にしつつ、東埼玉資源環境組合の構成市町と連携し、検討を行う。
啓発品（雑がみ袋）の配布	雑がみのリサイクルを推進するため、機会をとらえて雑がみ袋を配布する。
事業系ごみ搬入物検査の実施	組合で実施する事業系ごみの搬入物検査において、不適正な排出を行った事業者に対して適正処理の指導を実施する。
飛散防止ネットの配布	ごみ集積所の環境維持のため、自治会等へ飛散防止ネットを計画的に配布する。
紙・衣類の拠点回収	資源回収ボックスの設置・維持管理を行い、紙・衣類の拠点回収を実施する。
パートナー収集の実施	自ら所定のごみ集積所へ持ち出すことが困難な世帯に対し、戸別に訪問収集を実施する。

方 策	内 容
環境センターの適正な運営・維持管理	経年劣化等による消耗が著しい機械設備等について必要な修繕を実施する。
収集運搬体制の見直しの検討	収集量の増減に応じて、収集運搬体制の見直しを検討する。
災害廃棄物等の適正処理体制の構築	仮置場選定地等の調査など、災害廃棄物等の適正処理体制の構築に関する調査研究を行う。
資源回収奨励補助事業	地域住民で組織する団体が資源回収を実施することに対し、奨励補助金を交付する。
廃棄物減量等推進員制度の活用	廃棄物減量等推進員を委嘱し、推進員に対して研修会を実施する。

(2) 再資源化計画

ア 再資源化の方法及び量

一般廃棄物の区分	再資源化方法	再資源化量
か ん	環境センターにおいて鉄とアルミに分別し、それぞれを再資源化事業者へ売却する。	188 t
び ん	環境センターにおいて無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラスに分別後、無色ガラスは、再資源化事業者へ売却。茶色ガラスは、再資源化事業者へ処理委託。その他ガラスは指定法人ルートで処理を行う。	224 t
古 紙	新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑がみ類に分別し、再資源化事業者へ売却する。	961 t
衣 類	再資源化事業者へ売却する。	171 t
ペットボトル	再商品化処理業者に売却し、フレークに加工後、国内で製品の原材料として利用する事業者へ引渡す。	310 t
有害ごみ	環境センターにおいて、蛍光灯と乾電池に分別する。蛍光灯は、再資源化事業者へ処理を委託する。乾電池は、処理共同企業体へ処理を委託する。	47 t
燃えないごみ	環境センターにおいて、鉄、アルミを解体分別し、それぞれを再資源化事業者へ売却する。一部の家電製品は、再資源化業者へ売却又は処理を委託する。	279 t
粗大ごみ		
剪定枝・刈草	東埼玉資源環境組合堆肥化施設において、破碎、発酵させて堆肥にする。	563 t

イ 関連施設の概要

「7 処理施設の概要」参照

(3) 分別収集・運搬計画

ア 分別区分及び排出方法

区分		排出方法	排出先	排出日時	
家庭系ごみ	燃やすごみ	透明・半透明の袋に入れる	ごみ集積所 *1	指定曜日*2 午前8時まで	
	かん	透明・半透明の袋に入れるか 回収用コンテナにかん・びんのみ入 れる			
					びん
	紙・ 衣類	新聞			ひもで十字に縛る
		雑誌			
		雑がみ			紙袋・紙箱に入れ、ひもで縛る
		段ボール			ひもで十字に縛る
		紙パック			中をすすぎ、切り開いて、乾燥後ひ もで縛る
		衣類			洗濯後、透明・半透明の袋に入れる
		ペットボトル			中をすすぎキャップとラベルを外 し、潰してから透明・半透明の袋に 入れるか回収用ネット袋にペットボ トルのみ入れる
燃えないごみ	透明・半透明の袋に入れる				
有害ごみ					
粗大ごみ*3	環境センターへ直接搬入もしくは戸別収集を依頼				
一時多量ごみ	一般廃棄物処理業許可業者に収集運搬を依頼				
事業系ごみ	燃やすごみ	一般廃棄物処理業許可業者に収集運搬を依頼			
	燃えないごみ	環境センターへ直接搬入もしくは一般廃棄物処理業許可業者に 収集運搬を依頼			
	粗大ごみ				
	食品廃棄物	一般廃棄物処理業許可業者に収集運搬を依頼			
剪定枝・刈草	東埼玉資源環境組合堆肥化施設へ直接搬入				
特定一般廃棄物	市が策定する除染に関する実施計画または国が指定する方法				

※1 吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例施行規則（平成5年規則第8号）に基づき指定されたごみ集積所とする。

※2 指定曜日は市内を13分割し、「資源とごみの分け方・出し方」に記載。

※3 吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例施行規則（平成5年規則第8号）第8条に規定する粗大ごみの基準について、次のものは該当しないものとする。

- ① 1辺が50cm以内でも粗大ごみとする品目

AV機器（携帯型を除く）・OA機器・暖房器具・食器乾燥機・扇風機・掃除機・電子レンジ・ミシン・餅つき器・湯沸機

- ② 1辺が50cmを超えていても粗大ごみとしない品目
傘・空気入れ・ポット

イ 収集運搬の主体及び計画収集量等

区分		実施主体	計画 収集量	収集回数	搬入先	
家庭系ごみ	燃やすごみ	市（委託）	12,146t	週2回	東埼玉資源環境組合 第一工場	
	かん	市（委託）	204t	週1回	環境センター	
		びん	市（委託）	380t		週1回
	紙・衣類	新聞	市（委託）	131t	月2回 ※5月～9月は隔週	市が指定する 処理施設
		雑誌		156t		
		雑がみ		230t		
		段ボール		442t		
		紙パック		0t		
		衣類		171t		
	ペットボトル	市（委託）	310t	月2回 ※5月～9月は隔週	市が指定する 処理施設	
燃えないごみ	市（委託）	241t	月1回	環境センター		
有害ごみ	市（委託）	55t	月1回			
粗大ごみ	直接搬入 市（委託）	632t	直接搬入 又は戸別収集			
事業系ごみ	燃やすごみ	許可業者	6,526t	必要の都度	東埼玉資源環境組合 第一工場	
	燃えないごみ	許可業者 直接搬入	4t		環境センター	
	粗大ごみ		6t			
	食品廃棄物	許可業者	207t		民間処理施設	
剪定枝・刈草	直接搬入	563t	随時	東埼玉資源環境組合 堆肥化施設		
動物死体	市（委託）	488体	随時	市が指定する 処理施設		

ウ 拠点回収

下記の表に掲げる廃棄物については、通常の収集と合わせて拠点回収を行う。

施設名	紙・衣類	牛乳パック	乾電池
駅前市民サービスセンター		○	○
東部市民サービスセンター	○	○	○
北部市民サービスセンター		○	○
中央公民館	○	○	○
平沼地区公民館			○
環境センター	○	○	○
保健センター	○		
総合体育館	○		○
市民交流センターおあしす	○	○	○
児童館ワンダーランド	○	○	○
老人福祉センター	○	○	○
吉川消防署			○
吉川消防署南分署			○
市内の銀行・信用金庫・農協・郵便局			○

エ パートナー収集

高齢者や障がい者のみで構成されている世帯で、日常生活によって発生する家庭ごみを自ら所定のごみ集積所へ持ち出すことが困難な場合に対し、週1回戸別に訪問収集を行う。

オ 吉川市環境センターの粗大ごみ搬入受付日時及び戸別収集

(ア) 搬入受付日時

① 搬入日

環境センターの休業日（土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除いた日とし、毎月第4日曜日は臨時搬入日として予約による搬入を受付ける。

② 搬入時間

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時を除く）とする。

③ 搬入回数の制限

粗大ごみを搬入できる回数は、1世帯につき1日当たり1回までとする。

(イ) 戸別収集

市が一般家庭から戸別収集する粗大ごみの品数は、1回につき10品までとする。ただし、1.5トン車で一度に収集できるものに限る。

カ 排出禁止物等

吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成5年条例第1号）第8条第5項第6号に定める「市が行う処理に支障を及ぼすおそれのある物」は、次のとおりとする。

区分	品目	処分方法	
特別法等により処理すべきもの	特定家庭用機器再商品化法	テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	指定引取所に持込または販売店等による回収
	資源の有効な利用の促進に関する法律	パソコン、小型二次電池	製造メーカー、小型家電リサイクル法による認定事業者等による回収
	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	業務用エアコン、冷蔵機器、冷凍機器	第一種フロン回収業者による回収
	ポリ塩化ビニフェル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	P C B 廃棄物	県の指導のもと P C B 廃棄物処理施設において処理
	二輪車リサイクルシステムによるもの	引取り対象車両となっている二輪車	廃棄二輪車取扱店による回収
	F R P 船リサイクルシステムによるもの	リサイクル対象となっている F R P 船	登録販売店による回収
	消火器リサイクルシステムによるもの	リサイクル対象となっている消火器	特定窓口または指定引取所による回収
鉛蓄電池リサイクルシステムによるもの	リサイクル対象となっている鉛蓄電池	販売店または専門処理業者による回収	
人体の健康または生活環境に支障をきたすおそれのあるもの	毒薬、劇薬、農薬、バッテリー、アスベスト含有建材	販売店または専門処理業者による回収	
収集・運搬作業及び中間処理作業の安全に支障をきたすおそれのあるもの	ボンベ類（L P G 等）、ガソリン、灯油、シンナーなど爆発性または引火性のあるもの	販売店または専門処理業者による回収	
処理施設の機能に支障をきたすおそれのあるもの	ブロック・レンガ・柱・畳等の建設廃棄物、石、農機具、車の部品、タイヤ、消火器、耐火金庫、ボウリング玉、樹木（長さ1m直径15cmを超えるもの）	販売店、製造メーカー、専門処理業者等による回収	

(4) 中間処理計画

ア 中間処理方法・処理量の見込み

施設名	処理区分	搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量		残渣の量	処分方法
東埼玉資源環境組合第一工場	焼却・熱回収	直営 (環境センター 可燃残渣)	513t	焼却灰 1,369t	県営最終処分場・県外民間処分場に埋立
		委託業者	11,708t		
		許可業者	6,526t		
環境センター	選別・破碎	直営	23t	可燃残渣 513t 不燃残渣 286t	廃棄物は、鉄・アルミ・ガラス(無色・茶色・その他)・古紙・可燃残渣・不燃残渣に選別し、鉄・アルミ・ガラス・古紙は資源化、可燃残渣は東埼玉資源環境組合第一工場へ搬入、不燃残渣は埋立
		委託業者	1,002t		
		許可業者	20t		
		直接搬入	504t		

※処理量は処理施設への搬入量ベースの値

イ 関連施設の概要

「7 処理施設の概要」参照

(5) 最終処分計画

ア 最終処分方法・処理量の見込み等

区分	実施主体	搬出先	処理方法	計画処理量
焼却灰	東埼玉資源環境組合	県営最終処分場・県外民間処分場	埋立	1,369 t
不燃残渣	市(直営)	吉川市環境センター最終処分場	埋立	249m ³

イ 関連施設の概要

「7 処理施設の概要」参照

5 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水対策施策

方 策	具体的な方法
合併処理浄化槽の転換促進	下水道区域以外では、広報や出前講座の開催を通じて、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。
合併処理浄化槽の管理	広報や出前講座の開催を通じて、浄化槽の保守点検や清掃などの維持管理について啓発する。

(2) 収集運搬の主体及び計画収集量等

区分	実施主体	収集頻度	収集量	搬入先
し尿	市（委託）	定期又は申込みの都度	634 k1	東埼玉資源環境組合 汚泥再生処理センター
浄化槽汚泥	許可業者	浄化槽清掃実施の都度	5,522 k1	

(3) 処理計画

ア 処理方法・処理量の見込み

施設名	処理方式	処理計画量	処分方法
東埼玉資源環境組合 汚泥再生処理センター	固液分離方式 水処理方式	6,156 k1	汚泥は脱水し、助燃材として東埼玉資源環境組合第二工場へ搬入し焼却 汚泥分離後の排水は水処理を行ない、下水道へ放流

イ 関連施設の概要

「7 処理施設の概要」参照

6 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業

一般廃棄物処理業許可については、事業系一般廃棄物の排出量がほぼ横ばいである現状から、事業系一般廃棄物の排出量が著しく増加し、本計画の実施に支障をきたすおそれがある場合を除き、平成16年3月10日付け許可を受けた者以外には、新たな許可はしないものとする。ただし、廃棄物の広域的な処理・リサイクルを促進する観点から必要と認めた場合は、この限りではない。

浄化槽清掃業については、浄化槽人口及び収集量が減少しているため、平成16年3月10日付け許可を受けた者以外には、新たな許可はしないものとする。

(1) 一般廃棄物処理業

許可番号	業者名	代表者	所在地
1	有限会社吉川清掃	外山 芳和	吉川市栄町715
2	株式会社ミヤタ商事	宮田 勉	〃 高富1-22-14
4	エスシーエス株式会社	野崎 友義	〃 高久1-6-5
6	東武商事株式会社	小林 増雄	〃 旭3-1
8	有限会社葵サービス	青山 強治	〃 保432-6
10	有限会社エフ・サービス	降籬 憲明	〃 高久2-8-18-106
11	株式会社アイル・クリーンテック	藤生 光博	さいたま市浦和区常盤5-2-18

※株式会社アイル・クリーンテックは市内の特定事業所から排出されるもみ殻のみの限定許可
(株式会社アイル・クリーンテック 寄居工場 (大里郡寄居町三ヶ山 328) にて堆肥化を行う)

(2) 浄化槽清掃業

許可番号	業者名	代表者	所在地
1	有限会社吉川清掃	外山 芳和	吉川市栄町715
2	株式会社ミヤタ商事	宮田 勉	〃 高富1-22-14
3	石川商事有限会社	江藤 真吾	〃 保780-14

7 処理施設

(1) 中間処理施設

ア 焼却施設

施設名	東埼玉資源環境組合第一工場 ごみ処理施設
所在地	越谷市増林三丁目2番地1
形式	全連続燃焼式機械炉
処理能力	800t/日(200t/日・4炉)

イ 粗大ごみ・不燃ごみ処理施設

施設名	吉川市環境センター 粗大ごみ・不燃ごみ処理施設
所在地	吉川市大字鍋小路431番地
形式	破砕及び選別
処理能力	30t/日

(2) 資源化处理施設

ア 堆肥化施設

施設名	東埼玉資源環境組合 堆肥化施設
所在地	越谷市増林三丁目2番地1
形式	破碎
処理能力	一次破碎機4.5t/h・二次破碎機3t/h・三次破碎機0.9t/h

イ 東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設の焼却灰等の資源化处理施設

施設名	資源化予定量
彩の国資源循環工場	730 t/年
埼玉県リサイクル工場	117 t/年
福島県リサイクル工場	196 t/年

(3) 民間処理施設への委託処理

ア 廃乾電池

施設名	野村興産株式会社 イトムカ鋳業所
所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1
処理対象物	廃乾電池
形式	水銀回収（破碎加熱処理）
処理予定量	21.58t/年

イ 害蛍光灯

施設名	株式会社ウム・ヴェルト・ジャパン 寄居工場
所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山330番地1
処理対象物	廃蛍光灯
形式	水銀回収（破碎加熱処理）
処理予定量	6.43t/年

ウ 廃スプレー缶

施設名	岡安商事株式会社 浮谷工場
所在地	埼玉県さいたま市岩槻区浮谷1020番地1
処理対象物	廃スプレー缶
形式	破碎処理
処理予定量	20.94t/年

エ 廃ガスライター

施設名	岡安商事株式会社浮谷工場
所在地	埼玉県さいたま市岩槻区浮谷1020番地1
処理対象物	廃ガスライター
形式	破砕処理
処理予定量	1.48t/年

オ 廃家電（家電4品目）の中間処理

施設名	株式会社カツタ
所在地	茨城県ひたちなか市高野1968番地2
処理対象物	廃家電(家電4品目)の中間処理
形式	解体、選別、資源物売却、焼却処理
処理予定量	1.45t/年

(4) 事業系一般廃棄物の市外処理施設

ア 食品リサイクル法に基づく処理

施設名	ニューエナジーふじみ野株式会社
所在地	埼玉県ふじみ野市駒林1033-1
処理対象物	食品廃棄物
処分又は再生の方法	メタン発酵
処理予定量	53.16t/年

施設名	株式会社百姓倶楽部
所在地	茨城県下妻市大字大木1028-1
処理対象物	食品廃棄物
処分又は再生の方法	肥料化
処理予定量	53.16t/年

施設名	株式会社アイル・クリーンテック 寄居工場
所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山328
処理対象物	食品廃棄物（もみ殻）
処分又は再生の方法	堆肥化
処理予定量	100t/年

(5) 最終処分場

ア 東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設の焼却灰等の最終処分施設

施設名	埋立予定量
埼玉県環境整備センター	13 t/年
群馬県民間処分場	78 t/年
山形県民間処分場	391 t/年
山形県民間処分場	443 t/年
秋田県民間処分場	248 t/年
秋田県大館市民間処分場	196 t/年

イ 不燃性残渣の最終処分場

施設名	吉川市一般廃棄物最終処分場
所在地	吉川市大字鍋小路431番地
埋立対象物	破碎選別処理後の不燃性残渣
埋立地面積	12,000㎡
全体容量	51,100㎡
残余容量	43,358.72㎡（令和6年3月末日現在）
埋立開始年度	平成6年度

ウ 民間の最終処分場

施設名	新和企業有限会社一般廃棄物管理型最終処分場
所在地	茨城県北茨城市磯原町木皿824
処理対象物	廃家電中間処理後の焼却灰
形式	埋立
処理予定量	0.1t/年

(6) し尿・浄化槽汚泥処理施設

施設名	東埼玉資源環境組合第二工場 汚泥再生処理センター
所在地	八潮市大字八條681番地1
形式	固液分離方式＋水処理方式
処理能力	260k1/日